

① 町で受け付けられない申告

町の申告会場では、簡易な所得税及び復興特別所得税の確定申告も受け付けますが、下記①～⑫の申告は受け付けられません。**川越税務署で申告**してください。

- | | |
|---|--|
| ①令和2年分以前の申告 | ⑦分離課税の申告（土地・建物・株式等の譲渡・退職所得等） |
| ②青色申告 | ⑧配当所得・利子所得の申告 |
| ③準確定申告（亡くなった人の申告） | ⑨相続または贈与税に係る生命保険契約や損害保険契約等に基づく年金による所得の申告 |
| ④初めて受ける住宅借入金等特別控除の申告 | ⑩雑損控除の申告 |
| ⑤2年目以降の住宅借入金等特別控除の申告のうち、増改築、特定改修、認定長期優良住宅、連帯債務による住宅借入金、ローンの借り換え | ⑪繰越損失の申告 |
| ⑥全ての譲渡所得の申告 | ⑫インセンティブ報酬・仮想通貨等 |

所得税および復興特別所得税の還付・年金受給者申告受付

問 川越税務署 ☎ 235-9411 または 税務課住民税担当 ☎ 132～134

所得税および復興特別所得税の還付・年金受給者申告受付を藤久保公民館で行います。

▼日程表

対象	期日	受付時間	会場
町内全域	2月3日(木)・4日(金)	表1(P8)のとおり	藤久保公民館ホール

3 川越税務署から申告に関するお知らせ

問 川越税務署 ☎ 235-9411 ☎ 350-8666 川越市大字並木 452-2

■確定申告会場の開設

所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を開設します。入場には整理券が必要です。当日会場では受け取るか、LINEでの事前発行をご利用ください。詳しくは国税庁ホームページへ。



国税庁LINE

- ▶ **日程**：2月1日(火)～3月15日(火)（土・日・祝日は除く）
※ 2月20日(日)・27日(日)は開場
- ▶ **時間**：8:30～16:00(9:00相談開始/17:00提出締め切り)
- ▶ **会場**：川越税務署（川越市並木 452-2）
※ 来場は公共交通機関をご利用ください。

■自宅で確定申告

確定申告書は国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成・提出できます。下記の二次元コードから、国税庁ホームページの閲覧やスマホ申告をご利用ください。



スマホ申告



説明動画



e-Tax 説明

■無料還付申告相談会

- ▶ **日時**：2月6日(日) 10:00～15:30
- ▶ **会場**：川越市南公民館（川越市新宿町 1-17-17）
- ▶ **申込み**：下記に電話申し込み（完全予約制）
- ▶ **料金**：無料
- ▶ **対象**：①～③に該当する人。
① 給与所得者・年金受給者で収入600万円以下の人
② 給与所得者で医療費控除を受ける人
③ 年の途中で就職・退職し年末調整が済んでいない人
- ▶ **問合せ**：関東信越税理士会川越支部 ☎ 246-6188



2 町・県民税の申告に係る注意点

問 税務課住民税担当 ☎ 132～134

医療費控除の申告、ふるさと納税（ワンストップ特例制度）の利用に係る注意点、郵送による提出については、下記を確認ください。

■医療費控除を申告する人へ

医療費控除を受ける場合、「医療費控除の明細書」の添付が必須です。

【領収書の内容を記入する場合】

住所・氏名・医療費の明細欄・医療費の合計金額等を必ず事前にご記入ください。

【医療費通知を添付する場合】

医療費の明細欄の記入は必要ありませんが、医療費通知に関する事項欄（医療費の合計金額等）を必ず事前にご記入ください。

※記入がない場合、申告を受けられないことがあります。

※申告会場にて「医療費の領収書」の添付・提示は必要ありません。医療費控除の明細書に記入した領収書はご自宅で5年間保管してください（税務署から提示・提出を求められる場合があります）。

■ふるさと納税（ワンストップ特例制度）を利用の人へ

この制度は申告をしないことが条件となります。制度を利用した人が申告書を提出した場合、特例制度は受けられません。そのため、申告時に寄附金控除（ふるさと納税）も一緒に申告する必要があります。改めて申告をする際は、収入・控除の記入漏れにご注意ください。

■町・県民税の申告をしなくてよい人

- ・勤務先から町に給与支払報告書が提出されている人や、所得税及び復興特別所得税の確定申告をする人、納税義務者の控除対象配偶者、扶養親族になっている人。
- ※収入が公的年金等のみで、その収入金額が101万5千円以下（65歳以上の人は151万5千円以下）のときは、町・県民税が非課税となり、申告は不要です。

■申告に必要なもの

- ① 身分証明書とマイナンバーカード
 - ② 税務署からの「お知らせハガキ」（届いた人のみ）
 - ③ 給与・年金等の源泉徴収票
 - ④ 国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料、国民年金等の支払証明書
 - ⑤ 生命保険料・地震保険料の控除証明書
 - ⑥ その他参考となるもの（障害者手帳等）
- ※医療費控除を申告する人は「医療費控除の明細書」を事前に記入。
- ⑦ 収支内訳書（営業・不動産・農業所得等がある人）
※事前に記入。
 - ⑧ 申告者名義の口座がわかるもの
※所得税の還付金が生じた場合、口座番号が必要。
 - ⑨ ボールペン・電卓

① 郵送による提出も可能

- 町・県民税申告書は、郵送での提出が可能です。
- ▶ **利用方法**：名前や日中連絡の取れる電話番号等を記入し、収入・控除等の添付書類を全て送付。
※細かい金額を記載しなくても申告できます。
※配偶者控除・扶養控除・障害者控除・ひとり親控除・寡婦控除等の記入もれにご注意ください。

●町県民税申告書作成・税額試算システム

（1月中旬 HP 公開予定）
源泉徴収票をもとに、収入や控除内容を入力することで、町・県民税申告書の作成や税額を試算することができます。詳細は町 HP をご覧ください。

- ▶ **利用方法**：作成した申告書を印刷し、必要書類を添付して税務課住民税担当へ提出（FAX・メール不可）。

① 国税庁相談窓口で疑問を解消

円滑な相談のため、確定申告の不明点は、事前に国税庁の相談窓口をご利用ください。

- ▼相談窓口
☎ 235-9411 自動音声 1（つながらない場合は 2）
- ▼Q & A・チャットボット
「国税庁 税についての相談窓口」で検索
※役場での申告受付や町県民税については役場の税務課へお問い合わせください。

① 感染症対策にご協力ください

会場では検温・マスク着用・消毒にご協力ください。
37.5℃以上の発熱や風邪症状等の不調がある場合は、申告受付をご遠慮いただきます。



■申告に関するお願い

- ・確定申告書が税務署から直接届く人は、川越税務署に申告してください。
- ・申告期間中は税務課の窓口では、提出のみの受け付けとなります。